

手続きに必要なもの

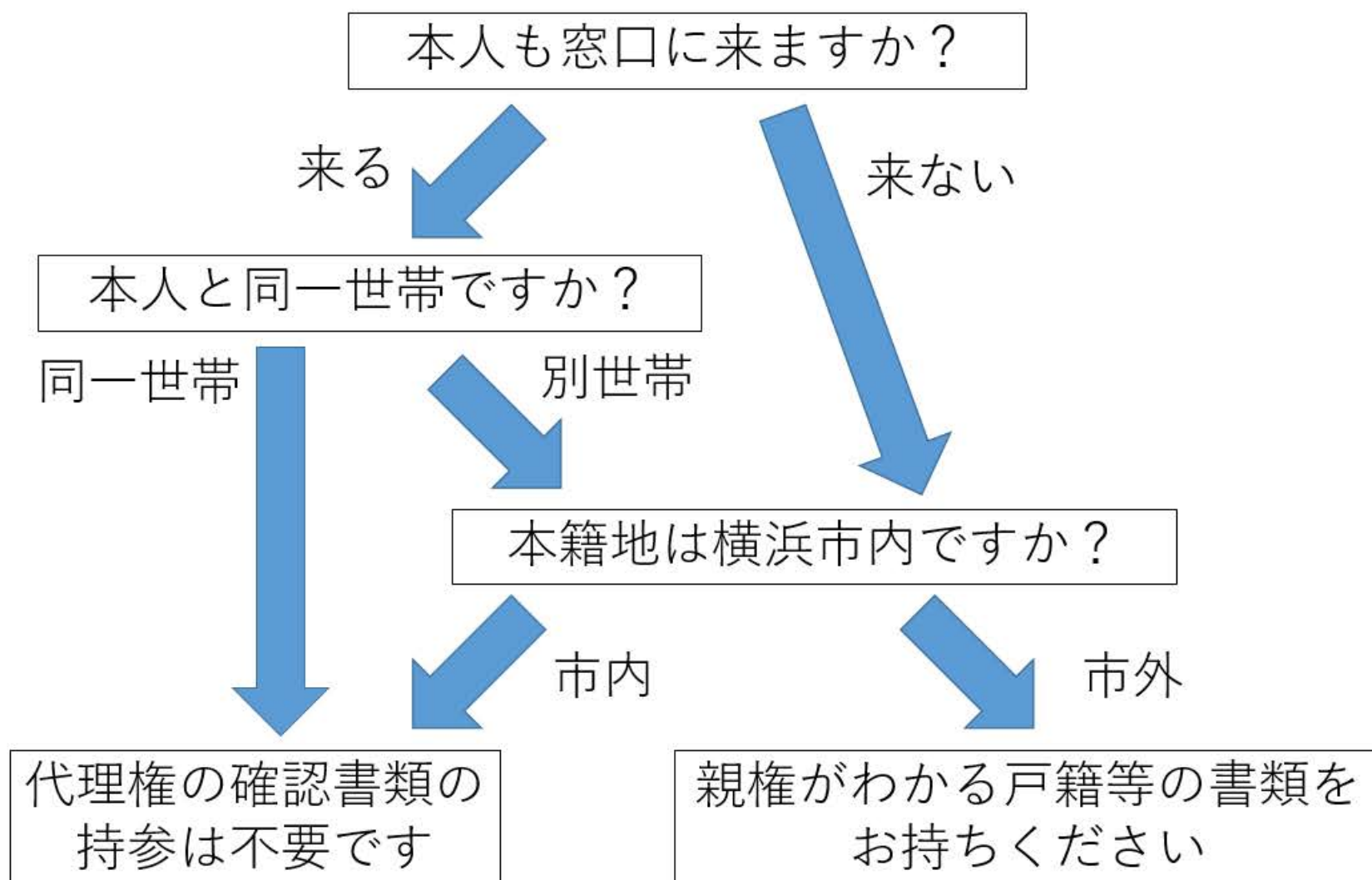
「必要なもの」を持って、窓口にお越しください。

手続きをする人	必要なもの
本人	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーカード
法定代理人 (15歳未満又は成年被後見人)	<ul style="list-style-type: none">法定代理人の本人確認書類2点（1点は官公署発行の顔写真付きに限る）代理権を証明する書類本人のマイナンバーカード
代理人 (※後日手続き)	<ul style="list-style-type: none">代理人の本人確認書類本人のマイナンバーカード

※代理人が代わりに手続きをする場合は、文書照会方式による手続き（後日手続き）となります。手続きの完了までに数日はかかりますので、余裕を持って、お手続きください。

1. 代理人による手続き後に、区役所から暗証番号を確認するための照会書兼委任状を郵送します。
2. 照会書兼委任状に署名、暗証番号等を記入してください。
3. 任意代理人にマイナンバーカードと照会書兼委任状を区役所へ提出するよう委任してください。（代理人は官公署発行の顔写真付き本人確認書類の提示が必要です。）
4. 区役所で利用停止状態を解除し、代理人に返却します。

法定代理人の代理権を証明する書類



※成年被後見人の法定代理人（成年後見人）は、成年後見登記事項証明書をお持ちください。